

【 注射 】

3 4 5 関節腔内注射時の精製ヒアルロン酸ナトリウム注射液とリドカイン注射液の算定について

《令和 6 年 1 0 月 3 1 日》

○ 取扱い

関節腔内注射時の精製ヒアルロン酸ナトリウム注射液（アルツディスポ関節注）とリドカイン注射液（キシロカイン注等）の併用投与は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

アルツディスポ関節注の添付文書の効能・効果は、「変形性膝関節症、肩関節周囲炎、関節リウマチにおける膝関節痛」である。作用機序は、関節組織の被覆・保護による潤滑機能の改善、変性軟骨への浸透による変性変化の抑制、軟骨代謝の改善、滑膜組織への浸透による炎症及び変性変化の抑制作用であり、その作用として疼痛抑制作用と日常生活動作及び関節可動域の改善をもたらす。

キシロカイン注ポリアンブは、添付文書の作用機序に「神経膜のナトリウムチャンネルをブロックし、神経における活動電位の伝導を可逆的に抑制し、知覚神経及び運動神経を遮断する」旨記載されており、関節腔内に注射することにより、関節包内側の滑膜の炎症による疼痛を速効性に抑制する。

このように、アルツディスポ関節注とキシロカイン注ポリアンブの作用機序は異なり、併用投与による有用性は高いと考えられる。

以上のことから、関節腔内注射時の精製ヒアルロン酸ナトリウム注射液（アルツディスポ関節注）とリドカイン注射液（キシロカイン注等）の併用投与は、原則として認められると判断した。